

成年後見登記

～オンラインによる申請・証明書の交付請求～

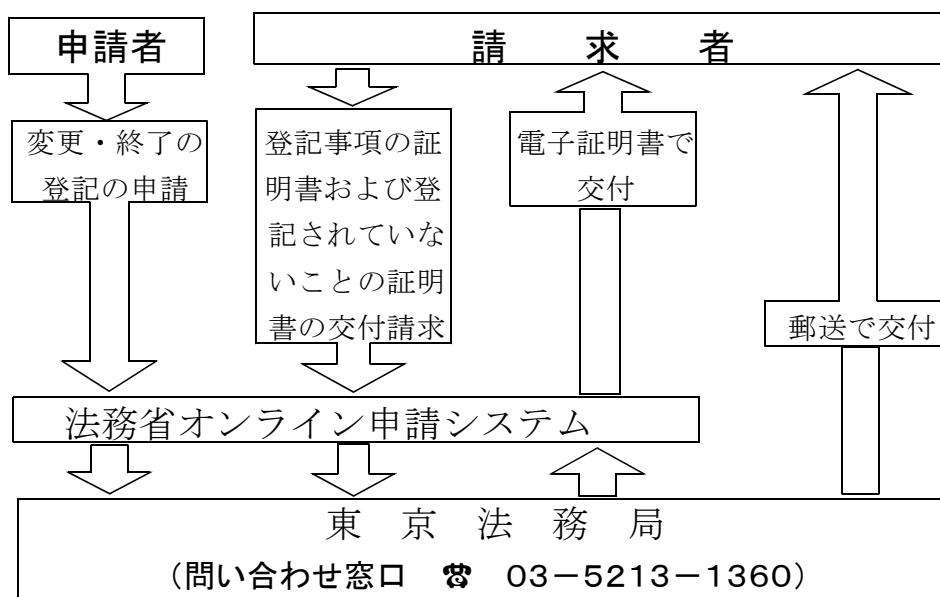
成年後見登記は、東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見登記事務を行っています。

登記事項の変更および終了の登記の申請や登記事項の証明書および登記されていないことの証明書の交付請求が、自宅やオフィスからインターネットにより法務省ホームページのオンライン申請システムを通して行うことができます。

オンラインによる交付請求では、**手数料がお安くなります**。

- (注1) オンライン申請の場合は、申請人が電子署名を行い、ブリッジ認証局と相互認証された認証機関から発行される電子証明書を取得する必要があり、利用できる認証機関は法務省ホームページに掲載されています。
- (注2) 手数料の納付方法、その他オンライン申請の利用方法については、法務省ホームページの「▶オンライン申請」(トップページの右サイド)のページをご覧ください。

オンライン申請のイメージ



～オンライン申請の手数料～

証明書の種類	オンライン申請による請求		窓口・郵送による請求
	紙の証明	電子的な証明	紙の証明
登記事項の証明書	490円	440円	800円
登記されていないことの証明書	330円	280円	400円

証明書の交付請求をオンライン申請により行う場合には、「紙の証明書」の交付(郵送)を求める方法と電子データによって交付される「電子的な証明書」を求める方法とがあります。

それぞれの場合について、上記の額の手数料を電子的に納付していただきます。